| 物品役務等の名称及び数量                   | 契約担当官等の氏名並びにその所属する<br>部局の名称及び所在地                                    | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び<br>住所          | 法人番号          | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由<br>(企画競争又は公募)  | 予定価格      | 契約金額      | 落札率     | 再就職の役員<br>の数 | 公益法人の区 国認定、都道府 ナル ナギスギ |        | 備考 |  |
|--------------------------------|---|----------|--------------------------------|---------------|--|-----------|-----------|---------|--------------|------------------------|--------|----|--|
| 登録船舶管理事業者評価制度の創設等に<br>係る調査検討業務 | 支出負担行為担当官<br>国土交通省大臣官房会計課<br>市川 篤志<br>東京都干代田区霞が関2-1-3               | H31.1.9  | (公財)日本海事センター<br>東京都干代田区麹町4-5   | 7010005016661 | 中小事業者が大半であり、かつ、荷主企業・オペレーター・オーナーの専属化、系列化の構造が固定化しているの航海<br>運において、熱的管理事業者を活用して効率的な船舶管理事業者<br>の登録制度を平成の2年4月より運用を開始したところであ<br>6、金融のでは、登録の有効期間を設けており、有効期間<br>方行うことにより事業基盤強化を図るため、船舶管理事業者<br>の登録制度では、登録の有効期間を設けており、有効期間<br>方前に、登録を受けた事業者の業務の通正な遂行につい<br>て、自己及び第三者による評価を実施することとしている。<br>本調査では、評価の実施のあり方の基礎となる調査<br>検討会行うことが必要である。また、内納海運における船舶<br>管理の評価を実施するに当まって、自己評価及び第二者評価<br>個に係る制度や調りな第二者評価の主体、評価項目につい<br>て、専門的な能力を有する組織・機関の知見や経験を最大限<br>に活用する必要がある。<br>当該法人は、程度要領に基づき企画競争を実施した結果、<br>業務の理解度、提案内容、実施体制において、高、評価を受<br>り選定された法人であり、会計法第20条の3第4項の契約<br>の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。 | 5,943,390 | 5,319,000 | 89.5%   | -            | 公財                     | 県認定の区分 | 1者 |  |
|                                | 支出負担行為担当官<br>中国地方整備局長<br>水谷 該<br>広島市中区上八丁堀6-30                      | H31.2.26 | 公益社団法人日本河川協会<br>東京都千代田区麹町2-6-5 | 5010005016762 | ・会計法第29条の3第4項<br>・予算決算及び会計令第102条の4第3号<br>本図書は、当該法人のみが作成、販売しているもので、一<br>般書店等では販売されていないため。   | 1,881,000 | 1,881,000 | 100.0%  | -            | 公社                     | 国認定    | 1者 |  |
| λ                              | 支出負担行為担当官<br>北陸地方整備局長<br>吉岡 幹夫<br>新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美<br>峡合同庁舎1号館 | H31.3.6  | 公益社団法人日本河川協会<br>東京都千代田区麹町2-6-5 | 5010005016762 | ・会計法第29条の3第4項 ・予算決算及び会計令第102条の4第3号 ・予算決算及び会計令第102条の4第3号 本図書については、出版元である当該法人のみが販売しており、一般書店では取り扱っていないため、当該法人と随意<br>契約を締結するものである。   | 1,386,050 | 1,386,000 | 100.00% | -            | 公社                     | 国認定    | 1者 |  |
|                                |   |          |                                |               |  |           |           |         |              |                        |        |    |  |

<sup>※</sup>公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。